

(1) 募金活動事業 (2) 青少年健全育成事業 への協力	2. 社会福祉活動事業 催事業	(1) 商店街活性化のための調査研究事業 (2) アドバイザー派遣事業 (3) 商業セミナー開催事業 (4) パソコン教室等の開催	1. 指導研究事業	商店会連合会 第6回理事会を去る、3月19日(火)に開催いたしました。承認された平成25年度事業計画を報告いたしました。			
				(3) 受動喫煙防止対策および環境美化事業 (新規)	(4) 高齢者・子育て支援事業 (新規)	(5) 地域関係団体と連携した防災訓練(新規)	(6) 健康の広場推進事業 (新規)
			3. 情報提供事業 (新規)	(7) 「打ち水」推進事業			
			4. 組織普及強化事業 会開催	(1) 賛助会員との情報交換	(2) 表彰事業の推進		
			5. 商業振興事業	(1) 商店街にぎわいまちづくり支援事業	(2) 商店街の街路灯維持管理事業		
			6. 協賛事業	(3) 商店街街路灯への有料広告物掲出に関する手続の支援事業			
			7. 商店街顧客用駐車場等設置整備事業	(4) 商店街ホームページの維持管理(作成・変更) の推進	商店街、関係機関等が実施する地域活性化事業に対し連携を密にし協賛参加することにより住みよい地域社会づくりに貢献する。		

第6回 理事会開催報告

文
流

第77号

発行者:

藤沢市商店会連合会
理事長:熊沢 昇
住 所:〒251-0052 藤沢市藤沢109番地
電 話:0466-23-3536
F A X:0466-28-7241
E-mail:
shouren@cityfujisawa.ne.jp
ホームページアドレス:
<http://www.cityfujisawa.jp/shouren>

国の緊急経済対策を盛り込んだ平成24年度補正予算 「地域商店街活性化事業」「商店街まちづくり事業」募集のお知らせ

「地域商店街活性化事業」(ソフト)

この事業は全国商店街振興組合連合会(全振連)が国から補助金を受けて基金を造成し、その基金を活用して商店街が実施する継続的な集客促進・需要喚起・商店街の体质強化に効果のある取組(イベント等)を助成する助成金です。

募集期間(平成25年2月28日~4月5日)



詳しくは全振連ポータルサイトをご覧下さい。<http://www.syoutengai.or.jp/chiiki/>

「商店街まちづくり事業」(ハード)

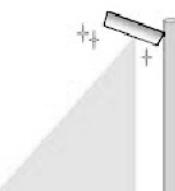
この事業は全国商店街振興組合連合会(全振連)が国から補助金を受けて基金を造成し、その基金を活用して商店街が地域の行政機関等からの要請に基づいて実施する、地域住民の安心・安全な生活環境を守るために施設・設備等の整備等を支援することにより、高齢社会が進展する中、安心・安全に配慮した身近で快適な商店街づくりを目指すことを目的とする。

募集期間(平成25年3月15日~4月12日)

詳しくは全振連ポータルサイトをご覧下さい。
<http://www.syoutengai.or.jp/macti/index.html>



申請の詳細は
裏面参照



会長会議及びセミナー開催

3月29日(金)午後4時から会長会議を開催し、公益社団法人藤沢市商店会連合会平成25年度事業計画及び収支予算を説明します。会長会議終了後、下記セミナーを全国の商店街に普及しているスタンプ方式のモデルとなった“烏山方式”的生みの親、桑島俊彦氏をお迎えし「これからの中店街に求められること」をテーマに全国の商店街を知り尽くした桑島氏が、商店街に賑わいを取り戻すために何をすべきかについて、今後の商店街活動のヒントがあり、必ず役立つセミナーを開催します。

開催日時：平成25年3月29日(金) 午後5時30分～7時30分

開催場所：藤沢産業センター6階研修室1

参加費：無料

お問い合わせ：公益社団法人藤沢市商店会連合会 TEL.0466-23-3536



桑島 俊彦氏

昭和16年 東京都生まれ。株式会社 新生堂(医薬品・化粧品販売)代表取締役。平成5年 烏山駅前通り商店街振興組合理事長に就任。

平成8年から世田谷区商店街振興組合連合会 理事長、世田谷区商店街連合会会长を歴任。

平成13年に東京都商店街振興組合連合会 理事長、東京都商店街連合会 会長に就任。

平成15年から23年まで全国商店街振興組合連合会 理事長に就任。

平成23年に理事、最高顧問に就任し、現在に至る。

永年にわたる商店街振興発展と組織の育成強化に尽力した功績により平成24年春の叙勲で旭日中綬章を受章。

商業セミナー

少子高齢社会が進展する中で、郊外型のショッピングセンターの進出や商店主の高齢化による後継者難、無店舗販売やインターネット市場の拡大による新たな業態が売上高を伸張させなど、商店街を取り巻く経営環境は厳しい状況に置かれています。

「これからの中店街に求められること」

～地域に根ざした商店街を目指して～



日 時：2013年3月29日(金)

17:30～19:30

場 所：藤沢産業センター 6階研修室1

参加料：無料

講 師：東京都世田谷区 烏山駅前通り商店街振興組合 理事長 桑島俊彦氏
(前全国商店街振興組合連合会理事長、東京都商店街振興組合連合会理事長)

主 催：公益社団法人藤沢市商店会連合会

共 催：公益社団法人商店かがわ



申込み・問合せ (公社)藤沢市商店会連合会

TEL: 23-3536 FAX: 28-7241

平成24年度 商業セミナー開催報告

「万引防止セミナー～万引をさせない環境づくり～」開催報告

平成24年11月30日(金)に藤沢産業センター6階研修室1において、公益社団法人藤沢市商店会連合会主催の平成24年度商業セミナー「万引防止セミナー～万引をさせない環境づくり～」をテーマに藤沢警察署生活安全課少年係の甲斐義弘氏をお迎えして開催いたしました。



当日は27名の方々が参加し、万引防止のガイドライン「万引を防止するための環境づくりに向けて～ハード面・ソフト面対策の促進～」を基に防犯カメラ設置や従業員の声かけ等について、また実際に起きた事例の報告、参加者との質疑応答が行われました。これまで万引に悩んでいた業種、特に大型店等に対し非常に有意義なセミナーでした。

「Facebookのビジネス活用講座」開催報告

平成25年3月8日(金)・13日(水)の2日間で今話題の「フェイスブック」の活用講座が開催されました。「フェイスブック」は中小企業でも有効活用され顧客の増加につながるケースが報告されている。そこで「フェイスブックって何?」という基本的なことから、集客/来店促進やりピーター化などビジネスでの活用・効果などを多数の事例を挙げてわかりやすく解説されました。



3月8日：1日目【フェイスブックとは？その楽しさ/注意点/マナーを知って商売に活かす！】

- ◆なぜ今、そしてこれからソーシャルメディアの時代なのか。 ◆フェイスブックってそもそも何?
- ◆フェイスブックに登録する方法と初期設定の注意点 ◆フェイスブックが話題の理由と使い方
- ◆フェイスブック利用時のマナーと気をつけたい注意点 ◆フェイスブックページの作り方

3月13日：2日目【フェイスブックページでお店をPR！フェイスブックを商売に活かすコツ講座】

- ◆なぜかいつも「いいね！」を集める人の「空気を読むフェイスブックでの過ごし方」とは？
- ◆秀逸なフェイスブックページ好事例紹介 ◆フェイスブックページではどんな情報発信がお客様の心に響くか？
- ◆フェイスブック「だけ」頑張ろうとすると時間が取られて効果が出ない！効率良い運用方法とは？
- ◆ソーシャル時代のカギは「ビジネスブログ」。経営効果を生む実践的な書き方と運用とは？
- ◆ソーシャル時代の「ホームページ」の役割と引き合いにつなげるための重要コンテンツとは？
- ◆講座全体の質疑応答

以上の内容で行われ、フェイスブック+ブログ+ホームページで今後新規客を増やす材料を参加者は身に付けることが出来ました。

「地域商店街活性化事業」(ソフト)

いわでは、簡単なポイント説明をいたします

【申請の窓口】

神奈川県振興組合連合会
(横浜市中区尾上町5-80)
神奈川中小企業センター
9F ☎ 045-633-5133

【助成対象の資格】

商店街組織であること。

任意商店会は定款または規約等で代表者の定めがあり、財産の管理、会計書類作成等を適正に行うこと)が出来る者がいること。

【助成対象が満たすべき要件】

平成25年3月1日現在で、設立(結成)から1年以上経過していること。

【事業の大きなポイント】

★地域連携の必要性(行政も絡んだ、商店街活性化の取組である)。★しっかりととした組織体制であること(特に任意商店会は定款・規約・決算関係の整備状況役複数回も対象)。

員組織体制の確立状況に注意)。

★商店街の自主的取組であること。

★売上・通行量の増減の効果が出せる事業であること(ござわしい創出)。

【参考】

Q 大型店等との共催の場合、協賛金の扱いは? A 収入についての問は無い(但し領収書名が商店街名以外は対象外)。

Q 記念事業は?

A 対象(事業効果が計れば)。

Q 共催の場合、広告物(チラシ・ポスター等)の名称の載せ方は?

A 商店街名のみ特定の店名・商品名の掲載は対象外となる。

【審査結果の通知・公表】

A 既存事業(毎月・隔月開催)の複数回申請は? Q 既存事業は新規性が含まれていれば対象。

A 合同開催は対象となる(但し、事業報告書・事業効果については、個々の商店街で提出)。

A 合同開催で申請し、単独商店街でも申請しても良いか?

- | | | |
|---|---|--|
| <p>Q イルミネーション(ード電飾)の購入は?</p> <p>A LED電飾のように、事業終了後も利用できる資産価値のある品は助成対象外。</p> | <p>Q あんどん作成費は?</p> <p>A あんどんは毎年作り替えるので対象。</p> | <p>Q 合同商店街開催は?</p> <p>A 合同開催は対象となる(但し、事業報告書・事業効果については、個々の商店街で提出)。</p> |
| <p>Q 記念事業は?</p> <p>A 可能である(但し、別事業であることが明白でなければなりません)。</p> | <p>Q 合同開催の場合、上限額は400万円か400万円×商店街数か?</p> <p>A 合同でも400万円が上限。</p> | <p>Q 既存事業(毎月・隔月開催)の複数回申請は?</p> <p>A 既存事業は新規性が含まれていれば対象。</p> |

募集開始から助成金支払いまでの流れ(ソフト事業)

募集開始
2月28日(木)~

応募締切
4月5日(金)必着

書類審査
4月6日(土)~

選考結果の通知
(5月連休明け)

助成対象(採択)
事業者に対する交付規定配布

助成金交付申請
(5月中)

事業開始

事業報告2月15日

額の確定

助成金支払い

ソフト

【助成対象経費】

助成額(定額) 上限:400万円 下限:30万円

謝金……講習会講師、専門家、プロのイベント出演者
旅費……事業を行うために必要な国内旅費
会議費……会議に要するお茶代
借料……イベント会場等に係わる借料
設営費……舞台装置等(電気、看板、装飾、音響設備等)に係わる工事費及びレンタル料)警備費、イルミネーション、商店街装飾
広報費……ポスター、チラシ、新聞折込料、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ、ラジオCM、案内看板、のぼり、啓発普及品、打ち上げ花火等
印刷費……調査、事業報告書、抽選券、会議資料、コピー等
資料購入費……資料購入費
通信運搬費……通信費、運搬費
備品費……備品(レンタル又はリースに限る)
消耗品費……事務用品等
委託費……イベント等企画、運営、調査等の委託
外注費……他の事業者に行わせるために必要な経費
雜役務費……臨時アラバイト代

【助成対象外経費】

飲食費(材料含む)、記念品代、景品、謝礼(御礼、寸志、商品券等)、イベント会場等における売出品等の経費、商店街関係者(構成員、従業員、家族等)に支払う経費、保険料、金魚すくい、輪投げ等のゲーム経費、道路使用・占有申請料、振込手数料、インターネットホームページ開設・更新等の経費、当該事業以外にも使用可能なもの経費(パソコン購入費、但しパソコンについては事業実施期間内のレンタルであれば助成対象)、領収書の宛名が交付申請者でないもの、交付決定より前に支出した経費、事業実施期間経過後に支出した経費、等

ハード

助成額(補助率2/3) 上限:1億5,000万円 下限:50万円

【助成対象の資格】商店街組織であること。任意商店会は定款または規約等で代表者の定めがあり、財産の管理、会計書類作成等を適正に行うことができる者がいること。

【助成対象が満たすべき要件】平成25年3月1日現在で、設立(結成)から1年以上経過していること。

【募集期間】平成25年3月15日(金)～平成25年4月12日(金)必着
【補助対象事業】商店街において実施する事業で、当該地域の行政機関等の要請に基づく地域住民の安心・安全な生活環境の維持のための施設・設備等の整備とする。

【審査のポイント】

- ①実施主体となる商店街は事業実施が可能な組織か(組織形態・定款・代表者の有無等)
- ②事業主体の経理内容は堅実か(決算書類等)
- ③商店街の次代を担う人材の参画はあるか(若手・女性の参画)
- ④事業計画が、地域の行政機関等の要請に基づくものか(行政機関等の関与が強く認められるか)
- ⑤事業計画が実現可能な内容となっているか(資金の手当てなどは妥当な計画になっているか)
- ⑥安心・安全の向上が図られるか。その前提として行政のアンケートや、利用者のアンケート、各種統計等、安全・安心の効果が定量的に測定できる指標が定められているか
- ⑦集客力等、商店街の活性化を測定する指標の改善に効果が見込まれるか
- ⑧補助終了後も含めた資金計画は健全か
- ⑨事業規模および経費の適切性(事業規模が妥当であり、経費の見積も適正か)

※ハード事業の募集開始から助成金支払いまでの流れについては、お問い合わせ下さい。